

令和7年度

佐世保市包括外部監査結果報告書  
(概要版)

令和7年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 馬場章廣



## 目 次

### 第 1 部 包括外部監査の概要

第 1 章	包括外部監査の概要	2
第 2 章	事件を選定した理由	2
第 3 章	包括外部監査の手法	3
第 4 章	包括外部監査の期間	4
第 5 章	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	4
第 6 章	利害関係	5
第 7 章	報告書の構成	5

### 第 2 部 佐世保市の財政及び人口の推移

第 1 章	佐世保市の財政の推移	9
	第 1 普通会計	9
	第 2 一般会計	9
	第 3 財政に関する見通し	1 0
第 2 章	人口の推移	1 1
	第 1 佐世保市の人口の推移	1 1

### 第 3 部 佐世保市における高齢者福祉の施策

第 1 章	監査の観点・方法	1 3
第 2 章	我が国における高齢者福祉の経緯・内容等	1 3
	第 1 我が国の高齢者福祉の歴史	1 3

第2	我が国における高齢化の現状	1 3
第3章	佐世保市の高齢者福祉の現状と課題	1 3
第4章	佐世保市における高齢者福祉に関する施策の概要と担当部局	1 4
第1	計画の概要	1 4
第2	佐世保市における担当部局と財務内容	1 5
1	長寿社会課の職務分掌と財務内容	1 5
(1)	長寿社会課について	1 5
(2)	事務分掌	1 5
(3)	財政状況	1 5
2	健康づくり課の職務分掌と財務内容	1 5
(1)	健康づくり課について	1 5
(2)	事務分掌	1 6
(3)	財政状況	1 6
3	指導監査課の職務分掌と財務内容	1 6
(1)	指導監査課について	1 6
(2)	事務分掌	1 6
(3)	財政状況	1 6
第5章	佐世保市における具体的な取り組み	1 7
第1	介護予防の促進（自立支援・重度化防止に向けた取組の推進）	1 7
1	介護予防・日常生活支援総合事業	1 7
(1)	介護予防・生活支援サービス事業	1 7
(2)	一般介護予防事業	1 8
2	地域ケア会議の推進	1 8
(1)	概要	1 8
(2)	現状と課題	1 9

(3) 今後の方針	19
(4) 実績等	19
第2 介護支援の充実	20
1 介護保険サービス	20
(1) 居宅サービス	20
(2) 地域密着型サービス	20
(3) 施設サービス	21
2 福祉サービス	21
(1) 適切な介護・福祉サービスの提供	21
(2) 家族介護支援事業	21
第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	22
1 相談体制充実事業	22
(1) 総合的な現状の分析と課題	22
(2) 訪問指導	22
(3) 認知症対策	22
2 高齢者虐待防止事業	23
(1) 総合的な現状の分析と課題	23
(2) 高齢者虐待防止・対応事業	23
3 権利・財産保護事業	23
(1) 総合的な現状の分析と課題	23
(2) 成年後見制度促進事業	23
(3) 成年後見制度申立事業	24
(4) 養護老人ホーム	24
第4 地域における生活支援サービスの充実	25
1 地域支え合い事業	25
(1) 総合的な現状の分析と課題	25

(2) 生活支援サービスの体制整備事業	25
(3) 認知症サポーター等養成事業	25
(4) 緊急通報システム事業	25
第5 介護保険制度の適正な運営	27
1 適正な介護保険の運営事務	27
(1) 介護保険料の賦課・徴収事務の概要	27
(2) 佐世保市の現状	27
2 要介護認定事業	27
(1) 概要	27
(2) 佐世保市の現状	27
3 介護給付適正化事業	28
(1) 概要	28
(2) 佐世保市の現状	28
4 介護サービス事業者指定・指導監督事業	28
(1) 概要	28
(2) 佐世保市の現状	28
(3) 監査・処分等	29
5 介護相談員派遣事業	29
(1) 概要	29
(2) 佐世保市の現状	29
第6 生きがいつくりと社会参加の促進	30
1 生きがいつくり・地域活動の促進	30
(1) 老人福祉センターと老人憩いの家	30
(2) 老人クラブ	30
(3) 生涯学習	30
(4) 文化活動	31

(5) 生涯スポーツ	3 1
2 社会参加の基盤整備	3 1
(1) 敬老特別乗車証交付事業	3 1
(2) 生涯ボランティア	3 2
(3) 地域活動	3 2
(4) 就労の促進・所得の確保	3 3
3 住みやすいまちづくりの推進	3 3
(1) バリアフリーの推進	3 3
(2) 高齢者が暮らしやすい住宅の整備（公営住宅のバリアフリー化）	3 4
(3) 多様な住まいの確保	3 4
(4) 高齢者の暮らしの安全確保	3 4

## 第4部 往査

第1章 はじめに	3 6
第2章 老人福祉センター あたご荘	3 7
第3章 山澄地域包括支援センター	4 1

## 第5部 総括

第1章 全体的な評価・意見	4 5
第2章 意見及び評価等	4 7

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、原則として、条・項・号については「第」をつけているが、適宜「第」を省略していることがある。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「,」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「,」、「.」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。また、包括外部監査人については、適宜「監査人」と略称することがある。

※年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和1年度」又は「令和元年度」と記載する。

## 第 1 部

### 包括外部監査の概要



## 第1章 包括外部監査の概要

### 第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 第2 選定した特定の事件

#### 1 外部監査のテーマ

高齢者福祉に関する財務・事務執行

#### 2 外部監査の対象期間

原則として2024（令和6）年度。ただし必要に応じて他年度。

## 第2章 事件を選定した理由

我が国では急速な高齢化が進行しており、特に75歳以上の後期高齢者の割合は今後さらに増加すると見込まれている。佐世保市においても同様に高齢化が進展しており、2020（令和2）年10月1日の国勢調査における人口は24万3223人、うち高齢者人口は7万7173人、高齢化率は31.7%となっており、今後さらなる高齢化率の上昇、現役世代の減少が進むと見込まれる。これに伴い、高齢者福祉サービスへの需要が急増している。また、介護人材の不足や介護給付費の増加により、限られた資源を有効に活用する必要性が高まっている。また、高齢者福祉関連の施策は、介護保険、在宅支援、施設整備など多岐にわたり、関係する法制度も複雑である。そのため、事務執行の適正性・効率性の検証が必要である。さらに高齢者福祉関連の歳出規模は大きく、多額の財政支出がなされていると考えられる。将来の需要を考えると、費用対効果、無駄の排除、適切な財源配分を厳密に検討していく必要がある。佐世保市としてどのよ

うに高齢者福祉を行っていくかについては市民の関心が高く、その取り組みを今後も十分に進めていくためには、高齢者福祉に関する財務・事務執行を適切に管理することが非常に重要となる。

また、これまで佐世保市の包括外部監査において同内容の監査が実施されていないことから、高齢者福祉に関する事業について、財務・事務執行が効果的かつ適切に実施されてきたかどうか検証を行うことは有意義であり、どのような事業が必要で何が足りないかという観点からも検証を試みたく、本年度の監査テーマとして選定した。

### 第3章 包括外部監査の手法

#### 第1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として高齢者福祉に関する施策を統括している佐世保市保健福祉部のうち長寿社会課、健康づくり課、指導監査課を主要な監査対象とし、関連する全部局の取組についても監査対象とした。

#### 第2 外部監査の観点

高齢者福祉に関する事業の財務・事務執行の現状監査につき、その施策や事務執行並びにその結果については、法令による是非を問われるべきものである。それゆえ、これらについては、適法性、有効性及び効率性に重点を置いて検証した。また、その財務については、税金を直接の原資としていることから、適法性、有効性及び効率性に加え、経済性も併せてその適否につき留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

適法性          法令等の根拠に照らし、高齢者福祉に関する事業の事務執

行が適切に執行されているか。

有効性 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

経済性 より少ない費用で実施できないか。

効率性 佐世保市における高齢者福祉に関する支出につき、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

### 第3章 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

#### 1 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証

#### 2 関係部署に対するヒアリング・書面照会

関係部署に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施した。また、適宜、関係部署、特に、佐世保市保健福祉部をはじめとする各部署への書面照会を用いて事実確認を行った。

#### 3 関係書類の閲覧

関係部署へ必要書類の閲覧を求め、閲覧した。原本確認が必要なものは原本を確認した。

### 第4章 包括外部監査の期間

2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日

### 第5章 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32第1項）。

監査人を含め弁護士5名体制である。

包括外部監査人	弁護士	馬場	章廣
包括外部監査人補助者	弁護士	松田	貴史
同上	弁護士	堤	智代美
同上	弁護士	今井	寧子
同上	弁護士	岡谷	貴祐

## 第6章 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第7章 報告書の構成

### 第1 全体の構成

- 第1部 包括外部監査の概要
- 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移
- 第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策
- 第4部 往査
- 第5部 総括

### 第2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部及び第3部において、基本的に、以下の構成で記

載することとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

#### 1 監査の観点・監査の方法

当該項目において意識した監査の観点と監査の方法を記載した。

#### 2 組織概要等

佐世保市の高齢者福祉に関する施策を担当する佐世保市保健福祉部（長寿社会課、健康づくり課、指導監査課）について、適宜組織概要等を記載した。

#### 3 法令、内規等（規範）

佐世保市における高齢者福祉については、介護保険法、老人福祉法など国の法令が定められているが、地域毎の需要への対応のため、佐世保市においても各条例及び内規が具体的な手続を定めている。関係法令や内規等についても内容を精査した。

#### 4 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

監査にて把握した実際の予算執行状況につき、必要に応じて選別の上で、運用状況及び手続内容について摘示した。

#### 5 意見等

監査項目についての判断となる指摘及び意見、評価については、上記の規範及び運用状況等事実について、適宜個別に付するとともに、各章の総論的なものについては最後に記載した。それぞれの意義は次のとおりである。

- (1) 規範に反しているもの、数値目標等が設定されているものの目標に達していないものは「指摘」とする。
- (2) 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。

- (3) 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

## 第2部

### 佐世保市の財政及び人口の推移



## 第1章 佐世保市の財政の推移

### 第1 普通会計

- 1 佐世保市の一般会計及び特別会計を統一的に再構成した普通会計につき、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの決算の推移について確認した。
- 2 佐世保市における決算統計主要指標比較表（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで）の内容を確認した。
- 3 佐世保市における決算統計主要指標比較表（普通会計ベース 2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで）の内容を確認した

### 第2 一般会計

- 1 佐世保市における一般会計決算の推移（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで）を確認した。
- 2 佐世保市における一般会計歳入決算額（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで）を確認した。
- 3 佐世保市における一般会計目的別歳出決算額（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで）を確認した。

### 第3 財政に関する見通し

#### 1 佐世保市中期財政計画の概略

佐世保市の財政に関する見通しについては、2024（令和6）年10月、佐世保市財務部が策定した「佐世保市中期財政計画（令和7年度～令和11年度）」の内容を確認し、同計画の概略を確認した。

## 第2章 人口の推移

### 第1 佐世保市の人口の推移

全国的に少子高齢化、人口減が続いており、佐世保市においてもそれは同様である。2019（令和元）年以降は総人口が25万人を割る状況となっており、今後も人口減が続くことが見込まれることを確認した。



## 第3部

### 佐世保市における高齢者福祉の施策



## 第1章 監査の観点・方法

佐世保市における保健福祉部各課の組織運営・事務分掌、「佐世保市老人福祉計画・第9期佐世保市介護保険事業計画」の内容並びに予算等について佐世保市に資料提出を求め、これらの現状を確認した。これらの点について、適宜意見を述べる。

## 第2章 我が国における高齢者福祉の経緯・内容等

### 第1 我が国の高齢者福祉の歴史

我が国における高齢者福祉の歴史・流れについて確認した。

### 第2 我が国における高齢化の現状

我が国における総人口や65歳以上の高齢者人口など、高齢化の現状について確認した。

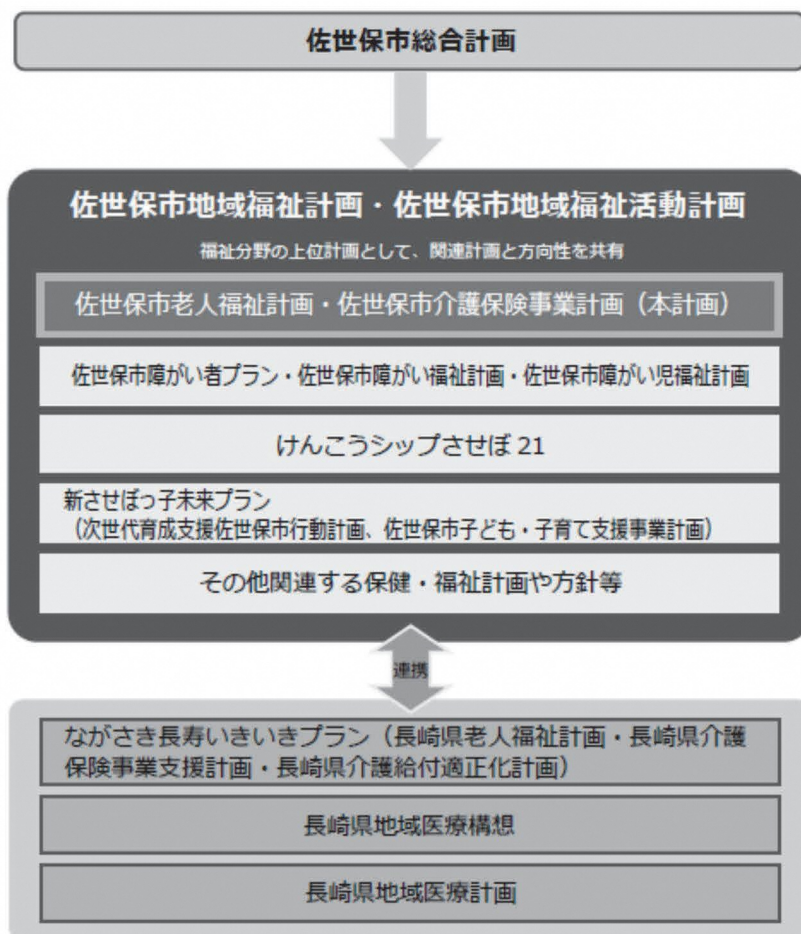
## 第3章 佐世保市の高齢者福祉の現状と課題

佐世保市の高齢者福祉の現状と課題について確認した。

## 第4章 佐世保市における高齢者福祉に関する施策の概要と担当部局

### 第1 計画の概要

佐世保市は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものとして「佐世保市老人福祉計画・第9期佐世保市介護保険事業計画」を作成している（計画期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間）。その概要や位置づけについて確認した。



## 第2 佐世保市における担当部局と財務内容

高齢者福祉に関する施策は多岐にわたるが、本報告書では、高齢者福祉に関する施策に関係が深い佐世保市保健福祉部のうち、長寿社会課、健康づくり課及び指導監査課について述べる。

### 1 長寿社会課の職務分掌と財務内容

#### (1) 長寿社会課について

長寿社会課は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定と推進、介護保険料率の決定・徴収、要介護認定申請受理や審査会運営、介護給付や地域支援事業など高齢者福祉に関する施策全般を担当する。

#### (2) 事務分掌

長寿社会課の事務分掌について確認した。

#### (3) 財政状況

2024（令和6）年度の歳入及び2024（令和6）年度の歳出を確認した。

### 2 健康づくり課の職務分掌と財務内容

#### (1) 健康づくり課について

健康づくり課は、健康増進法に基づく保健事業や各種健診、健康教育を実施し、保健師による歯科保健・栄養指導、老人クラブ、敬老特別乗車証の交付など、保健師を始めとした各職種により、高齢者福祉と健康増進を総合的に支える施策全般を担当する。

## (2) 事務分掌

健康づくり課の事務分掌等について確認した。

## (3) 財政状況

2024（令和6）年度の歳入及び2024（令和6）年度の歳出を確認した。

# 3 指導監査課の職務分掌と財務内容

## (1) 指導監査課について

指導監査課は、2016（平成28）年4月1日付けで佐世保市が中核市に移行したことに伴い、長崎県から移譲された「介護保険法、障害者総合支援法及び社会福祉法に基づく施設、事業者の指定、認可及び指導監査」及び2013（平成25）年4月から実施している「社会福祉法人の認可、定款の変更、指導監査」等を行っている。

## (2) 事務分掌

指導監査課の事務分掌等を確認した。

## (3) 財政状況

2024（令和6）年度の歳入及び2024（令和6）年度の歳出を確認した。

## 第5章 佐世保市における具体的な取り組み

### 第1 介護予防の促進（自立支援・重度化防止に向けた取組の推進）

#### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

佐世保市における介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う「一般介護予防事業」で構成されており、対象者の状態に応じた介護予防サービスの提供が行われている。

また、総合事業では、従来、介護予防訪問介護と介護予防通所介護において提供されていた専門的なサービスに加え、住民が主体となり対象者の支援等を行う多様なサービス（以下「住民主体のサービス」という。）や一般介護予防事業の充実を図り、民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、要支援者等の状態に応じたサービスが選択できるようにすることが重要となる。

#### （1）介護予防・生活支援サービス事業【評価、意見あり】

介護予防・生活支援サービス事業とは、要支援1、2の認定を受けた者や基本チェックリストで生活機能の低下が確認され、事業対象者と判断された方が利用できるサービスである。

佐世保市では、訪問方式の支援として、事業対象者や要支援1、2の認定を受けた者のうち、ケアプランにおいて支援の必要性が認められる者の自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、買い物、掃除、調理、洗濯、入浴等、日常生活において支障を来している生活行為に対し、自立に向けた支援や、ボランティア等により提供される簡単な家事援助（ごみ捨て、買い物、電球交換及びその他の生活支援）が実施されている。

そして、通所方式の支援として、通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、機能訓練、レクリエーション、送迎、食事、入浴、栄養改善、口腔機能の向上、運動器の機能向上など、生活機能の維持向上のためのトレーニングを行う事業や、ボランティア等により提供される体操（百歳体操）や趣味活動（折り紙、お手玉、音楽、手芸、食事づくり及び茶話会など）を通じた日中の居場所づくりが実施されている。また、プランナー研修会及び地域ケア個別会議も実施されている。

評価できる部分がある一方で、より研修の参加率を向上させる必要があるなどの課題も見受けられた。なお、評価・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである（以下同じ）。

## （２）一般介護予防事業

佐世保市では、介護予防に関する知識の普及啓発を行い、介護予防に取り組む住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、継続的に活動できる地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職などの関係機関と連携し、介護予防の取組を総合的に支援する事業が実施されており、その内容や課題について確認した。

## ２ 地域ケア会議の推進

### （１）概要

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、「地域包括ケアシステム」の深化に向けた手法であり、地域包括支援センター等が主催するものである。地域ケア会議は、個別事例の課題検討を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域課題の発見・地域ネットワークを構築する「課題抽出会議」、地域に必要な取組を明らかにして施策や政策の立案・提言を目的とした「地域ケア推進会議」に分

類され、特に地域ケア個別会議では、多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOL（生活の質）の向上を目指している。

## （２）現状と課題

地域ケア会議は、①個別課題の解決、②ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり、資源開発、⑤政策形成、の５つの機能を有する。各会議の内容や機能について確認した。

## （３）今後の方針

各会議について、佐世保市の考える今後の方針を確認した。

## （４）実績等

各会議の計画・実績、地域ケア会議の概要図（フロー）の内容等を確認した。

## 第2 介護支援の充実

### 1 介護保険サービス

#### (1) 居宅サービス

佐世保市で実施している居宅サービスとして、訪問介護、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、訪問看護・介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入、住宅改修・介護予防住宅改修、居宅介護支援・介護予防支援、高額介護サービス事業、高額医療合算介護サービス事業の内容を確認した。

#### (2) 地域密着型サービス【意見あり】

地域密着型サービスとは、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように設けられたものである。原則として、所在市町村の住民のみが保険給付の対象となるため、地域の実情を踏まえながら、地域単位（日常生活圏域単位など）で適切なサービス基盤の整備を行っている。

地域密着型サービスに含まれるサービスとして、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介

看護、看護小規模多機能型居宅介護の内容を確認した。

実績が低迷した原因について確認する必要があるとの課題が見受けられた。

### (3) 施設サービス

施設サービスとは介護保険施設に入居して受ける介護サービスであり、佐世保市には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院が存在する。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院の内容を確認した。

## 2 福祉サービス

### (1) 適切な介護・福祉サービスの提供【評価、意見あり】

佐世保市で実施されているサービスとして、生活援助員派遣事業、配食サービス事業、住宅改修支援事業、離島介護サービス確保事業、高齢者生活福祉センター運営事業（生活支援ハウス）、ケアハウス、離島介護サービス渡航費等支援事業、低所得者対策、いきいき元気食事づくり教室事業、訪問理美容サービス事業の内容を確認した。

評価できる部分がある一方で、当該事業者が人手不足などによって本事業から撤退した場合のリスクや、主に離島・山間部における配食サービスの実施、計画と比較した実績数などの課題が見受けられた。

### (2) 家族介護支援事業【評価、意見あり】

佐世保市で実施されている家族介護支援事業として、介護者リフレッシュ事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業、介護食づくり教室事業、おむつ購入費支給事業の内容を確認した。

評価できる部分がある一方で、費用対効果が不明確である、広報活動

が不十分であるなどの課題も見受けられた。

### 第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり

#### 1 相談体制充実事業

##### (1) 総合的な現状の分析と課題

総論として現状の分析や課題について確認した。

##### (2) 訪問指導【評価、意見あり】

佐世保市では、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律（旧老人保健法）に基づき、在宅の要援護高齢者やその家族を対象に保健師等が家庭を訪問し、心身機能の低下予防、健康保持推進等の療養上の相談・指導、及び介護福祉サービスの紹介などを行う事業や、関係機関との連絡・調整を図ることで本人・家族への支援が実施されている。訪問の実績、高齢者相談管理システムや地域包括支援センターとの連携について内容を確認した。

評価できる部分がある一方で、地域包括支援センターの業務効率化、地域包括支援センターとの連携強化といった課題が見受けられた。

##### (3) 認知症対策【評価、意見あり】

佐世保市では、認知症施策推進大綱及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症の方とその家族及びそれを支える介護保険事業所及び市民を対象に、認知症の方と家族が安心して住み慣れた地域で生活できるようにすることを目的に各事業を行っていることから、内容を確認した。

評価できる部分がある一方で、相談数の伸び悩み、認知症地域支援推進員の入れ替わりの激しさ、認知症初期集中支援チームの内容について

課題が見受けられた。

## 2 高齢者虐待防止事業

### (1) 総合的な現状の分析と課題

総論として現状の分析や課題について確認した。

### (2) 高齢者虐待防止・対応事業【評価、意見あり】

高齢者虐待防止・対応事業は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者虐待の早期発見及び迅速な支援、関係者間の情報交換、並びに市民への啓発を目的に、佐世保市高齢者虐待防止ネットワーク委員会の開催、高齢者虐待防止ネットワーク検討会（事例検討）の開催、高齢者虐待防止講演会の開催、高齢者虐待防止啓発チラシの作成、高齢者虐待モニタリング事業、介護者のこころの相談会が実施されていることから、その内容を確認した。

評価できる部分がある一方で、普及啓発活動、養護者への支援について課題が見受けられた。

## 3 権利・財産保護事業

### (1) 総合的な現状の分析と課題

総論として現状の分析や課題について確認した。

### (2) 成年後見制度促進事業【意見あり】

佐世保市では、民法、老人福祉法、及び成年後見制度の利用の促進に関する法律等に基づいて、認知症高齢者等が安心して生活できる環境を確保するために、佐世保市において、成年後見支援員を確保できる体制を整備・強化し、地域における成年後見制度の活動を推進する事業であ

り、高齢者等の支援、及び成年後見制度の利用促進をするための全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能を有する「中核機関（広報機能・相談機能・促進機能）」の運営を佐世保市と受託業者と協働で役割を分担し実施していることから、その内容を確認した。

成年後見制度等の周知や成年後見支援員の活躍の場の創設などの課題が見受けられた。

### （3）成年後見制度申立事業【意見あり】

佐世保市は、民法、老人福祉法、及び佐世保市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が不十分で、本人や4親等内の親族による成年後見制度の申し立てができない高齢者の権利擁護を目的として、市長による申立を行う事業や、申立費用や後見人等報酬を支払うことが困難な生活困窮者への助成を行う事業を行っていることから、その内容を確認した。

申立費用助成支援の利用低迷といった課題が見受けられた。

### （4）養護老人ホーム【評価、意見あり】

養護老人ホームは、概ね65歳以上の高齢者で、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、家庭において生活することが困難な方の入所施設である。佐世保市では、入所判定委員会（委員：保健所長、医師、老人福祉施設長、地域包括支援センター長、老人福祉指導主事、老人福祉担当者）を運営し、措置申出者の入所の要否の判定等を行っていることから、内容を確認した。

評価できる部分がある一方で、入所者数の維持などについて課題が見受けられた。

## 第4 地域における生活支援サービスの充実

### 1 地域支え合い事業

#### (1) 総合的な現状の分析と課題

総論として現状の分析や課題について確認した。

#### (2) 生活支援サービスの体制整備事業【評価あり】

生活支援サービスの体制整備事業は、介護保険法に基づき、高齢者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等になることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他これらを促進する事業であることから、佐世保市の各取り組みの内容について確認した。

#### (3) 認知症サポーター等養成事業【意見あり】

認知症施策推進大綱に基づき、認知症キャラバン・メイトを養成し、キャラバン・メイトに認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成してもらい、認知症の方が安心して生活できる地域をつくる事業であることから、各事業の内容を確認した。

評価できる部分がある一方で、事業内容改善について課題が見受けられた。

#### (4) 緊急通報システム事業【評価、意見あり】

緊急通報システム事業とは、高齢者等が自宅で急病や事故などの緊急時にボタン一つで助けを呼べるようにするものであり、佐世保市では、対象者が自宅で発作等の緊急事態に陥った時、緊急通報措置のボタンを押すか、センサーからの異常の通報をもとに、コールセンターから、対

象者が選任した協力員や消防に連絡を行い、対象者の速やかな救助に  
なげるようにしていることから、内容を確認した。

評価できる部分がある一方で、事業継続の必要性について課題が見受  
けられた。

## 第5 介護保険制度の適正な運営

### 1 適正な介護保険の運営事務

#### (1) 介護保険料の賦課・徴収事務の概要

介護保険料の賦課・徴収の概要について確認した。

#### (2) 佐世保市の現状【意見あり】

佐世保市第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の所得段階別保険料のほか、佐世保市における介護保険料所得段階別被保険者数や徴収の状況等を確認した。

徴収率の増加について課題が見受けられた。

### 2 要介護認定業務

#### (1) 概要

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）や、特定の疾病を持つ40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）が、介護保険の適用のある介護サービスまたは介護予防サービスを利用するには、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）を受ける必要がある。要介護認定の概要について確認した。

#### (2) 佐世保市の現状【意見あり】

佐世保市における要支援・要介護認定者数と認定率の推移と推計、認定手続きの内容等について確認した。

認定調査の質の向上や認定に緊急を要する場合は特別な取扱いが可能であることの周知について課題が見受けられた。

### 3 介護給付適正化事業

#### (1) 概要

介護給付適正化事業は、介護保険制度の持続可能性を高めるために、効率的かつ効果的な介護サービスの提供を目指す取り組みであり、具体的には、先に述べた要介護認定の適正化のほか、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等を実施し、介護給付の適正化を推進するとともに、適切な介護サービスの利用を促すものであることから、その内容を確認した。

#### (2) 佐世保市の現状【意見あり】

佐世保市におけるケアプラン等の点検について内容を確認した。

いわゆる障がい者の「65歳の壁」問題に関する支援内容について課題が見受けられた。

### 4 介護サービス事業者指定・指導監督事業

#### (1) 概要

介護保険の適用を受ける介護サービスを提供する事業者は、介護保険指定事業者として指定を受ける必要がある。指定を受けるためには、法令・基準等で定められた人員基準、設備基準、運営基準などの基準をクリアする必要がある。基準を満たすことで、利用者に質の高い介護サービスを提供できると認められる。介護サービス事業所の開設にあたり、法令、基準等に沿った事業所であることを確認し、市が指定を行うことから、その内容を確認した。

#### (2) 佐世保市の現状

佐世保市における介護サービス事業所数や指導監督の内容等について

確認した。

### (3) 監査・処分等【意見あり】

監査・処分については、2021（令和3）年度に1件・1事業所に対して行われている。佐世保市の指導監督の内容を確認するにあたり、佐世保市がかつて行った監査・処分の内容を確認した。

指定取消処分や指定の効力の停止処分を行うに際する関係職員の研鑽や記録作成等について課題が見受けられた。

## 5 介護相談員派遣事業

### (1) 概要

佐世保市が、介護施設等におけるサービスの質の向上を図るため、施設を訪問し、入所者から不安や不満、要望等を聴き、施設に伝え、その解消を図る「介護相談員」を養成するとともに、介護相談員で組織するボランティア団体「させば介護相談員虹の会」に対する支援を行っていることを明らかにしている。

### (2) 佐世保市の現状【意見あり】

介護相談員の活動内容や佐世保市が実施している支援について確認した。

介護相談員の人員確保などについて課題が見受けられた。

## 第6 生きがいくくりと社会参加の促進

### 1 生きがいくくり・地域活動の促進

#### (1) 老人福祉センターと老人憩いの家

老人福祉センターは、生活及び健康に関する相談に応じ、適切な援助、指導を行う機能を有しながら、教養娯楽室や浴場などがあり、教養講座、趣味の教室等の事業を行い、高齢者の健康増進、教養の向上等を総合的に提供している施設で、社会福祉協議会が運営している「やすらぎ荘」と「あたご荘」がある。また、老人憩いの家も同様の趣旨で提供を行う（相談窓口を除く）もので、市が管理者を指定し運営している「いでゆ荘」がある。これらの運営状況について確認した。

#### (2) 老人クラブ【意見あり】

老人クラブは、市内各地域において組織され、仲間づくりや健康づくり活動、趣味などの文化活動、地域での奉仕活動などさまざまな活動が行われており、佐世保市はこの活動に対して支援を行っていることから、その内容を確認した。

老人クラブの活性化の費用対効果等について課題が見受けられた。

#### (3) 生涯学習

佐世保市は、心身の健康保持のため、健康や生活などについての学習の場、仲間づくりの場としてコミュニティセンターでの主催講座を開催している。また、高齢者の生きがいくくりと世代間交流の観点も踏まえ、培った技能や知識を学習成果として地域社会に還元する生涯学習ボランティアへの支援に加え、高齢者の社会参加が可能となるためにも、活発な地域活動が図られるように町内会へ支援を行っている。これらの活動の内容を確認した。

#### (4) 文化活動【意見あり】

アルカス S A S E B O や市民文化ホールなどの市内各文化施設では、音楽・演劇などのさまざまな舞台芸術の提供や各種公演が開催されている。鑑賞事業のほかにも、市民がさまざまな形で参加できる市民参加型事業も積極的に実施している。美術部門では島瀬美術センターにおいて、企画展や収蔵品展が開催され、文化芸術の鑑賞機会を提供するように努めている。また、市民の芸術発表の場としても活用されている。文化団体の活動や発表、市民参加型事業へ高齢者の活発な参加が見られる。そのほかにも、市内の文化イベント情報を発信するなどして、市民が文化芸術に親しめる環境づくりに努めていることから、佐世保市の事業内容や実績について確認した。

高齢者を対象とした文化活動支援事業を実施する必要があることについて課題が見受けられた。

#### (5) 生涯スポーツ【意見あり】

高齢者の生きがいがいづくりに加え、健康づくりのためにスポーツ活動をする人が増加している。スポーツ活動は老化の進行を抑え、いつまでも健康な日常生活を送るために欠かせないものである。高齢者自身がそのことを自覚し、自ら進んでスポーツ活動を行おうとする意欲の喚起に努めていることから、その取り組みの内容について確認した。

高齢者を対象としたスポーツ参加支援事業を実施する必要があることについて課題が見受けられた。

## 2 社会参加の基盤整備

### (1) 敬老特別乗車証交付事業【意見あり】

高齢者が心身の健康を保ち、社会活動への参加促進及び外出支援等、高齢者福祉の向上を図ることを目的として、75歳以上の市民の方に対して、佐世保市内（佐々町の一部を含む）の路線バスに無料で乗車できる乗車証（敬老パス）を交付していることから、その内容を確認した。なお、佐世保市より諮問を受けた保健福祉審議会高齢者福祉専門分科会は年間8000円の共通券交付方式へ見直す案を答申するなど、今後の制度改正が想定される。

今後の持続可能な制度設計について課題が見受けられた。

## （2）生涯ボランティア【意見あり】

高齢者が生きがいを持ち、生涯を通じて活動できるボランティア活動を積極的な社会参加活動として位置づけ、活発化させる必要がある。そこで、高齢者が、ボランティア活動を通じて社会参加への意欲を実現し、自らの生活をより豊かなものにしていくために、社会参加を促進するための環境整備に努めるとともに、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて、高齢者が参加しやすいボランティア活動の企画や情報発信に努めるほか、現在、社会福祉協議会や地域包括支援センターが推進している地域でのサロン活動などへの協力を呼びかけるなど、地域福祉活動への参加を通じてボランティア活動への意識啓発を図っていることから、その内容を確認した。

登録ボランティアの新規登録について課題が見受けられた。

## （3）地域活動【評価・意見あり】

地域住民の力で、自分たちのまちを明るく住みよいまちにするために、各地域において町内会などが組織され、防犯や福祉、子育て、環境美化など暮らしに密着した活動が行われている。各町内会では、町内公民館を主

な活動拠点として、老人会活動や子ども会活動、婦人会活動などのほか、地域住民の交流や親睦を深めるためのイベントなどが実施されている。このような地域活動を促進するため、佐世保市は町内会などの活動や拠点施設の整備などに対して助成制度を設けるなど活動の支援、地区自治協議会の運営・活動の充実や地域コミュニティの活性化を推進していくための支援等を行っている。

評価すべき点もあるものの、町内会会長向けの研修の改善について課題が見受けられた。

#### (4) 就労の促進・所得の確保【評価、意見あり】

高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会を確保することで活力ある地域社会づくりに寄与するため、シルバー人材センターへの活動支援を行っている。また、生涯現役社会の実現のため、年齢にかかわらず働くことができる企業の普及等を図るため、関係機関と連携して、事業主への各種の助成措置の活用をはじめとする制度についての啓発等を行っていることから、その内容を確認した。

評価すべき点もあるものの、市による広報活動は質・量等について課題が見受けられた。

### 3 住みやすいまちづくりの推進

#### (1) バリアフリーの推進【意見あり】

佐世保市では、新設の公共施設、合併地区を含めた既存の公共施設共に、現在法令に基づいて実施している審査・指導・助言を継続して実施することにより現在・今後ともにバリアフリー化の推進を図っていくこととしていることから、その内容を確認した。

佐世保市内の中心地においても十分なバリアフリーが行われていない

箇所があるといった課題が見受けられた。

(2) 高齢者が暮らしやすい住宅の整備（公営住宅のバリアフリー化）

佐世保市では、今後ますます地域で生活する高齢者の増加が予想されることから、公営住宅のバリアフリー化の必要性について意識啓発を図っていきながら、室内の段差の解消や手すりの設置などバリアフリー化を推進して、高齢者が安心して生活できる住宅の整備や情報の提供に努めていくこととしているため、その内容を確認した。

(3) 多様な住まいの確保【評価あり】

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者の住まいのニーズが多様化しており、佐世保市においても、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備を進めていることから、その内容を確認した。

(4) 高齢者の暮らしの安全確保【評価、意見あり】

佐世保市では、交通事故全体の件数は減少傾向にあるものの、高齢者の交通事故が占める割合は増加傾向にある。佐世保市では、高齢者自身による、参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室を開催するとともに、要望に基づき地域に出向いた「出前講座」や、高齢者の運転免許自主返納促進の取り組みを行っていることから、その内容を確認した。

評価すべき点もあるものの、消費生活センターの低い認知度などの課題も見受けられた。

## 第 4 部

往查



## 第1章 はじめに

本監査においては、高齢者福祉に関する施設・団体の実情を直接確認するため、2025（令和7）年11月25日に往査した。

## 第2章 老人福祉センター あたご荘【評価、意見あり】

あたご荘の外観及び基本的な情報について確認した。



### 1 利用者数及び利用目的

1日あたりの利用者数は、夏は60～70人、冬は80人～90人程度であることを確認した。

### 2 利用者数の推移及び利用者数増加のための取り組み

新型コロナウイルス流行以前から利用者数は減少傾向にあったが、新型コロナウイルス流行の影響によりさらに利用者数が減少した。2021(令

和 3) 年度には初めて利用者数が 1 万人を下回った。近年の利用者数は概ね 2 万人前後を推移していることから、利用者増加のための取り組みを確認した。

### 3 設備について

あたご荘は開設以来、大浴場を運営しており、利用者から好評を博している。大浴場は光熱費等の費用がかかるが、維持していきたいと考えていることなどを確認した。

### 4 収支など

利用者の年齢層に応じて施設利用料を徴収しているが、運営費の大部分は補助金によって賄われていることなどを確認した。

### 5 施設の老朽化

あたご荘は開設から 40 年が経過しており、設備の老朽化が進んでいる。利用者の安全確保の観点から、施設設備の補修の必要性等があるため、佐世保市に対して補助金交付申請を行っているが、申請が通らないことも少なくないことを確認した。

### 6 その他

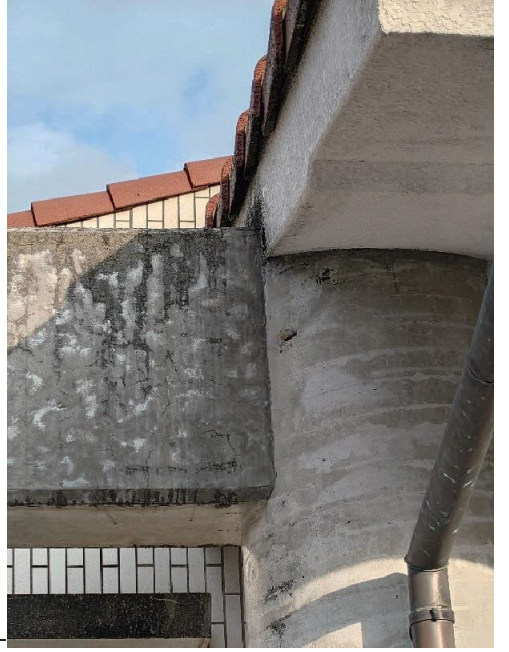
利用者間の些細な口論などはあるが、刑事事件など重大事案に発展したケースは存在しない。民間警備会社に防犯対策を依頼しているものの、過去に問題となったケースはなく、施設内に防犯カメラや防犯グッズなどの類は設置していないことなどを確認した。

## 7 資料等

利用者アンケート結果を確認した。

また、往査にあたり、施設の老朽化が顕著な箇所の確認を行った。タイルが剥がれているほか、屋根部分も剥がれており、破片が落下する危険性が確認できた。





### 第3章 山澄地域包括支援センター【評価あり】

山澄地域包括支援センターの外観及び基本的な情報を確認した。



#### 1 運営など

佐世保市と業務委託契約を締結して運営している（法人契約）。受託期間は6年間となっており、現在は3期目を迎えている（2030（令和12）年3月まで）。職員数や営業時間、業務内容などを確認した。

#### 2 収支

佐世保市からの業務委託費は配置人員を乗じた金額が交付されていることを確認した。

### 3 佐世保市に対する業務報告

毎月15日に前月分の相談状況を報告することになっている。年度末には当該年度の活動報告書を、1月末までに次年度事業計画をそれぞれ佐世保市に提出していることを確認した。

### 4 研修等

法人内で毎月研修を実施しているほか、講演会への参加などによって、職員のスキル向上に努めていることから、研修内容等を確認した。

### 5 アンケート及び苦情等

利用者に対するアンケートは行っていないものの、必要に応じて面談等で意見を聴取している。ケア会議の際には参加者からアンケートを取っていることから、その内容等を確認した。

### 6 その他

職員向けにメンタルヘルスチェックを実施する予定であることを確認した。

### 7 佐世保市による支援内容

佐世保市では、「佐世保市地域包括支援センター運営方針」のほか、「佐世保市地域包括支援センターマニュアル」を策定しており、これらに基づき各地域包括支援センターは運営を行っている。また、包括支援センター

からの定期の報告等を踏まえて、業務評価も行っている。これらの内容を  
確認した。

## 8 資料等

2024（令和6）年度の事業計画書の内容を確認した。

## 第5部

### 総括



## 第1章 全体的な評価・意見

1 本包括外部監査においては、佐世保市における高齢者福祉施策全般について、関係法令、各種計画及び内規等を踏まえつつ、財務及び事務執行の実態を確認し、個別事業ごとに検証を行った。その結果、全体として、法令に明確に違反するような重大な不適切事項は見受けられず、各施策は概ね適正に執行されているものと評価できる。

特に、高齢者福祉を取り巻く環境が、急速な高齢化、人口減少、担い手不足といった構造的課題を抱える中であって、限られた財源及び人的資源の下で、各種事業が継続的に実施されている点については、一定の努力と工夫が認められるところである。研修や会議の実施、関係機関との連携、現場の声を踏まえた運営など、評価すべき取組も随所に見られた。

2 一方で、本監査を通じて明らかとなった課題として、事業目的や成果指標が必ずしも明確でないまま実施されている事業が散見された点が挙げられる。事業の必要性や社会的意義が否定されるものではないものの、事業目的が抽象的にとどまっている場合には、費用対効果の検証や事後評価が困難となり、結果として改善や見直しにつながりにくい構造となるおそれがある。今後は、可能な範囲で定量的又は段階的な指標を設定し、事業の成果を可視化する取組が求められる。

3 また、複数の事業において、広報や周知の不足が指摘された点も共通事項として挙げられる。支援を必要とする高齢者やその家族に対して、制度やサービスの内容が十分に届いていない場合、事業が本来想定している効果を十分に発揮できないおそれがある。既存の広報手段にとらわれず、対象者の特性を踏まえた情報発信の在り方について、引き続き検討することが望ましい。

4 さらに、特定の事業者や限られた担い手に依存している事業構造につい

ては、短期的には安定した運営が可能である一方で、将来的な継続性やリスク管理の観点から課題を内包しているといえる。人材不足や事業撤退といった事態が生じた場合に備え、代替手段や複数の選択肢を確保する視点を持つことが重要である。

- 5 高齢者福祉施策は、単にサービスを提供することにとどまらず、見守り機能や地域とのつながりを維持する役割も担っている。今後、行政単独での対応が困難となる場面が増加することが想定される中で、民間事業者、地域団体、関係機関との連携を一層深化させ、持続可能な体制の構築に向けた検討を進めていくことが求められる。

本報告書で示した個別の指摘及び意見は、いずれも現場の努力を否定するものではなく、今後の改善及び施策の充実を目的とするものである。佐世保市において、本監査結果を契機として、高齢者福祉施策のさらなる適正化と質の向上が図られることを期待したい。

## 第2章 意見及び評価等

高齢者福祉に関する財務・事務執行につき、法令、大綱等内規等を調査し、過去の事例、事務処理の現状について確認した結果

0件の指摘、49件の意見、24件の評価を呈示した。なお、区分について【評価・意見】としている部分については、1つあたり評価1件・意見1件と計上している。

本件の監査を通じて、佐世保市保健福祉部をはじめ関係各所にて、高齢者福祉をより推進するため、適切な支出の努力が垣間見えたところであるが、さらなる適正化のため、本報告書の結果を役立てていただければ幸甚である。

令和7年度佐世保市包括外部監査報告書 意見等の一覧表

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
1	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 介護予防の促進（自立支援・重度化防止に向けた取組の推進）	83	評価・意見	年に3回の頻度で例年実施されており、その内容についても概ね好評を得ている。また、オンライン参加にも対応しており、2025（令和7）年度からになるがDVDの配布も行い、参加のハードルが低いという点も事業として評価されるべきである。他方、参加者数は例年ほぼ横ばいであり、参加率は高いとまではいえない。そして、現地で研修に参加することでより学習効果が高まる場面も多いと考えられる。プランナーの質の向上という課題を解決するためには、参加率のさらなる向上は必須である。今後は、研修会の更なる質の向上に加えて、参加率の向上に向けた取組を行っていくべきである。
2	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第1 介護予防の促進（自立支援・重度化防止に向けた取組の推進）	85	意見	プランナー研修のアンケート結果においても、短期間集中して課題に取り組むことの効用が評価されている一方、事業内容や対象者のイメージについて、関係者間の共通認識が十分ではない状況が課題として挙げられている。佐世保市として、課題解決に向けて関係各機関と更に連携を強化していただきたい。
3	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	117	意見	実績と計画が示されているものうち、2023（令和5）年度の計画比が61.5%となっている（なお、上記表の同年度の数値は実績値（見込）で、実績は9となり、実際の計画比は69.2%となる）。2024（令和6）年度以降は計画値が100となっているが、仮に2023（令和5）年度の実績値のまま推移したとしても、計画比は9割にとどまることになる。一定の需要がある事業であるから、実績が低迷した原因を確認すべきである。
4	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	135	評価	本事業は、生活支援員の派遣時間内の緊急時対応のみならず、派遣時間外の対応制度も整備されており、適切に事業が実施されている。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
5	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	144	意見	2024（令和6）年度実績からは、特定の事業者に受注が集中している状況が見受けられる。このこと自体は当該事業者の不断の努力の賜物とも考えられるが、当該事業者が人手不足などによって本事業から撤退した場合、代替手段の確保が困難となるなど、本事業の継続に支障を来すおそれがある。また、主に離島・山間部において、配食不可の地域が存在するが、これは民間の事業者単独では解決が困難な課題であり、行政の関与が不可欠と考えられるが、現時点において、佐世保市として本課題の解決に向けた具体的な取り組みはなされていない。配食サービスは、高齢者の栄養面への配慮のみならず、見守り機能としての役割もあるものであるから、市としても、配食サービスの空白地域がなくなるよう努力すべきである。
6	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	145	意見	実績と計画によると、計画比を越える実績が続いている。2024（令和6）年度以降は計画値が増加しているが、それでも実績数が増える可能性がある。需要の表れがあると考えられるから、より多くの助成ができるように、計画値をより増加させる方向で見直すとともに、必要な人員や予算も確保すべきである。
7	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	151	意見	広報の方法として、介護保険サービスガイド及び佐世保市補助金一覧への掲載を行っているが、事業による支援を必要とする者に適切な周知がなされているか不明である。本事業の存在を認識しているか否かについて等のアンケートを実施するほか、離島地域と対象が限定されているため、離島地域の要介護認定者等の居宅に対して事業の存在を周知する書面を送付することや、ケアマネジャーを通じて情報提供を行うなど、本事業の支援を必要とする者に適切な周知がなされるよう広報に努めていただきたい。
8	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	152	意見	実績と計画が示されているものうち、離島・中山間地域における利用者負担軽減制度では利用が低迷している2024（令和6）年度以降は計画値が16となっているが、実績が減少傾向にあることから、今後も実績が減少していくことが見込まれる。島内の特別養護老人ホームへの入所や島外の家族のもとに転出していることが原因と考えられるところ、中長期的な需要・必要性を検討するとともに、需要が存在するであれば利用が増えるように需要の掘り起こしを検討すべきである。
9	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	156	意見	適切な食事や口腔ケアは介護予防にとって有益であり、教室の参加実績も良好である。調理内容にも工夫を凝らしており、男性限定コースを設け、男性の参加を促すなどの取組も行われている。実績からも需要の高さが伺えることから、現在の年2回実施から従来の年3回実施に戻すことも検討していただきたい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
10	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	160	意見	本事業の目的として、介護者の心身のリフレッシュという抽象的な内容を掲げるが、事業目的として測定可能な指標を定めなければ本事業の費用対効果を検証することが不可能であるため、アンケートの実施に際しては、単に内容に対する満足度を問うのではなく、介護に対する不安感やストレスがどの程度解消されたかについて段階評価で質問することが望ましい。また、費用対効果が不明確なのであれば、他の事業への転換等、新たな事業展開について検討を進めるべきである。
11	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	160	意見	アンケート結果にも「もっと外に向けて情報を発信してほしいです。」とあるように、広報活動が十分に行われていない様子が伺える。本事業による支援を必要とする者に情報が周知されるよう広報活動に工夫を凝らしていただきたい。
12	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	162	意見	2024（令和6）年度の利用実績によると、位置情報提供サービスのみの利用に留まり、現場急行サービスの利用はなされていない。また、例年利用者数は横ばいであり、利用者が固定化していると推測される。端末利用が可能な高齢者家族に対しては一定の効果があると思われるが、徘徊高齢者が端末を携帯しないと機能しないシステムであり、構造上、その効果は限定的と言わざるを得ない。その他、徘徊高齢者家族の支援策として、認知症高齢者等見守りシール（認知症高齢者等が外出中に行方不明となり身元不明者として保護された場合に、発見者がシールの二次元コードを読み取ることで、警察署や担当包括支援センター、長寿社会課等の連絡先がわかるもの）の無料配布が行われているが、広報を積極的に行っている様子は伺えず、市民の認知度は低いと推測される。徘徊高齢者の介護は家族にとっても大きな負担となることから、認知症高齢者等見守りシールの認知度向上に努めるとともに、警察・地域包括・民生委員・事業者・住民等と連携し、徘徊者の見回りネットワークの構築を図るなど、更なる事業の拡大を検討していただきたい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
13	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	171	評価	調理難易度によって内容を「かんたん編」と「くわしく編」に分けるなど、工夫を凝らしている様子が伺え、教室の参加者の満足度も良好である。アンケートも適切に実施しており、参加者のニーズを踏まえて事業の改善も試みられている。教室の参加目的に「仲間づくり」を挙げている者も少なくなく、教室自体が介護に関わる者の交流の場としての役割も担っている。
14	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	172	意見	参加者70人中男性1名のみと、ほぼ女性だけが教室に参加している状況であるが、家族の介護をしている者は女性だけではなく、男性も介護食について学ぶ必要があることから、男性の需要も少なくないと思われる。男性を対象に広報を検討する、男性だけが参加する回を設けるなど、男性の参加者を増やすための取組を行っていただきたい。
15	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第2 介護支援の充実	174	評価	本事業は非課税世帯の家計負担の解消の一助となっているところ、需要を見越した予算の確保も適切になされている。今後も、支給要件等の見直しも含め、適切に事業を継続していただきたい。
16	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	179	評価	佐世保市では、訪問数の目標を概ね達成できており評価できる。 なお、佐世保市では、2025（令和7）年度以降は、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化実施と併せて、75歳から85歳を対象に健康生活アンケートを郵送する予定であるとのことである。人的資源や予算が限られる中、関連する他事業との一体化実施を行うことは効率的であり評価できる。 なお、実際に送付したアンケートは、以下のとおりであるが、内容に過不足なく、関連する事業に係る教室等の案内も行っている。また、オンラインでの回答も可能となっている。回答率の向上も今後見込まれるのではないかと考えられ、評価できる。 今後は、下記高齢者相談管理システムも活用し、アンケートの回収率やアンケート内容から得られた情報の分析を行い、よりよい訪問指導システムが構築できるよう対応することを期待する。 ※ 高齢者相談管理システムについては本編に記載されている。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ（本編）	区分	評価・意見内容
17	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	181	評価	佐世保市では、高齢者相談管理システムを導入することで、業務の効率化、適切化を図ることができていると、評価できる。
18	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	181	意見	高齢者相談管理システムによっては、外部データとの連携機能もあり、委託先事業所とのデータ連携もできるようである。下記（ウ）のとおり、委託先事業所である地域包括支援センターの役割も比重を増やしているなか、地域包括支援センターの業務効率化、また、地域包括支援センターとの連携強化という観点が必要になってくると考えられる。予算の問題等もあるが、地域包括支援センターの高齢者相談システムの利用、そのうえでのデータの連携も検討すべきである。 ※ 下記（ウ）については本編に記載されている
19	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	182	意見	地域包括支援センターの対応能力が向上している一方で、地域包括支援センターごとに能力の差がある状況は否めないことである。今後対応困難ケースが増加することが見込まれるため、地域包括支援センターの対応方法を統一すること、必要に応じて地域包括支援センターへの指導を行うことを早急に対処する必要があると料する。
20	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	186	評価	概ね事業の目標は達成できているようであり、評価できる。
21	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	189	評価	検査実施者は増加傾向に推移しており、その点は評価できる。また、適宜の医療機関につながっており、また、サロンや地域包括支援センターがフォローしたりなどにつながっており、その点も評価できる。 なお、佐世保市では、認知症の早期発見及び早期支援を目標にしているところ、今後必要な支援を行っていただきたい。
22	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	190	意見	プログラムとしては良いものであると思われるが、今後、同教室を継続して開催するかは、実際の効果等を分析し慎重に判断していく必要があると思われる。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
23	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	192	意見	目標値を割合で設定しているところ、100%で推移しており、その目標は達成できている。しかし、現状佐世保市でも把握しているように、実数が伸びないことが問題点であり、その対策についても相当に検討されている状況である。目標値は、問題点を改善するために設定するものであるから、目標値としては相談件数の実数（地域包括支援センターから上がってくる相談数の実数等でもいいのではないか）等にすべきであると思料する。
24	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	192	意見	2024（令和6）年以降は、4名体制で定着しているとのことであるが、これまでの経緯からすれば、認知症地域支援推進員の入れ替わりが激しい原因を分析し、その対策をしていく必要があるのではないか。
25	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	192	意見	認知症初期集中支援チームは、相談を受理した件に関しては、適切に対応できているようであり、評価できる。一方で、認知症初期集中支援チーム自体は、能動的にケースを発見する会議体ではないものであるとすれば、佐世保市が今後の方針として掲げる「早期に認知症高齢者やその家族に関わるような支援体制を整えていく」ことが早急に必要なのではないか。
26	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	194	評価	他自治体のケアパスに比しても見やすいものとなっており、評価できる。現状、考えうる配布先には配布できているものと思われるが、さらにこのケアパスが普及することが望ましい。
27	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	197	評価	佐世保市が目指す、「認知症になっても地域で暮らし続けられるまちづくり」のためには、市民が認知症についての理解を深めることが重要であると考えられるところ、積極的に普及啓発活動ができており、評価できる。徐々に認知症に対する理解は深まっていていて思われるものと思われるが、医療の発展等により状況も変化していくこともあろうから、今後も最新の情報を踏まえて、同様に施策を行っていくことが望ましい。

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
28	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	201	意見	佐世保市でも把握しているが、家族や近隣知人等、普段から身近に接している者の通報が多くはない状況である。佐世保市としては、上記に記載した連絡通路の掲示の効果を期待しており、また、費用や人的資源の面からも効果的な方法の一つと認識しているとのことである。連絡通路の掲示自体の効果を検証することは困難な面もあるが、通報件数の推移を今後も注視し、よりよい普及啓発活動が行えるよう今後も引き続き検討を行うことが望ましい。
29	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	202	評価	佐世保市においては、2022(令和4)年1月からは、緊急受理会議を地域包括支援センターも参加の元、開催するようになり、情報不足からの初動対応の遅れへの対応を行う、また、オンラインでの参加を可能にすることで速やかな対応を行うなどしており、通報のあった個別の事例については適切に対応できているようであり、評価できる。 その他、地域包括支援センターごとに虐待ケースとして挙げるのかの基準に差があり、包括間での虐待件数に大きな差が認められることに対しても、佐世保市内の全域包括支援センターに定例コアメンバー会議に参加してもらったことで、事例を通してスキルアップを図ったり、共通認識を持つてもらったりするなどの対策を行っており、評価できる。
30	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	203	意見	上記ウに記載のとおり、高齢者虐待は過重な介護負担が背景で発生することも多いため、養護者への支援も重要となる。この点につき、今後事例の集積や分析を通じて、必要な支援を具体的に検討することが必要ではないか。 なお、現状では、「認知症の人と家族の会」の定例会へ参加し、本人・家族の実体験を直に聞き、その中で出た意見や解決策等を施策に反映することも検討している。2024(令和6)年度は、佐世保市として、定例会に5回、講演会に1回、アルツハイマーデー街頭キャンペーンに1回参加したとのことである。今後も同様に参加することで、必要な支援を具体的に検討して欲しい。 ※ 上記(ウ)については本編に記載されている
31	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	204	評価	佐世保市では、施設従事者等による虐待に対して適切な対応を行っており、また、施設従事者等へ向けた高齢者虐待防止活動も適宜検討、対応を行っており、評価できる。今後、チラシの効果等を実証し、よりよい防止活動ができることを期待する。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
32	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	205	評価	高齢者虐待防止ネットワーク検討会を相当回数開催できており、またその内容も同検討会を開催する目的を達成できており、評価できる。佐世保市は、今後も要望の多い対面開催・事例検討・グループワークは継続して行う予定であるが、オンラインでの開催やタ方からの開催の要望も根強くあると、特にオンラインでの開催は今後検討していくとのことである（ただし、オンライン研修の効果については疑問視する現状もあり、今のところ対面開催を継続していく予定である）。すべての要望を取り込むことは困難であるが、理解度・満足度の高いこの検討会が今後、より多くの関係者に参加いただけたら、開催方法・開催時間などは適宜検討を続けることが望ましい。
33	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	208	評価	講演会の対象者を市民に絞り、検討会との役割分担を明確にしている点について評価できる。 なお、2022（令和4）年度は、コロナウイルス感染症拡大の影響下であり、講演会をオンラインで開催したところ、オンラインであったため参加しやすかったとの意見もあったとのことである。今後は、益々オンラインでの需要は増していくと考えられ、一方で、現地出席を望む者もまだまだ多くいるものと思われる。今後も、市民のニーズに合わせて、オンラインと現地出席のハイブリッド形式での開催、オンラインのみの開催など開催方法についても常に検討することが必要であろう。
34	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	213	意見	佐世保市としては、今後、成年後見制度を利用するべき者が増えていくのではないかと予想している。毎年度2回、関係機関を集めて「情報交換会」を開催しており、事例を通して、福祉事業所や地域連携連携室職員等とアセスメントや支援方針の検討を行っており、その際に周知をしているが、他の手段も含め、2次相談機能の活用や周知をより徹底して行うことが望ましい。
35	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	215	意見	成年後見支援員は、2024（令和6）年度には累積数が計画数を達成しており、市民の関心の高さをうかがわせる。一方で、成年後見支援員の具体的な活躍の場が現状ではまだ限られている。法人後見の支援員として活動してもらったことも含め、今後も引き続き、成年後見支援員の活躍の場の検討を続けることが望ましい。

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
36	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	216	意見	上記(ウ)の成年後見人の担い手の確保とも関連するが、今後、成年後見制度の利用数は増加が見込まれ、専門的な問題が少なく、専門職や法人が成年後見人にならずとも市民後見人が成年後見人を務めることが可能な事例も増加していくと考えられる。佐世保市が現在、まず法人後見の拡充に重点を置き、その支援員を募りてもらうことで、徐々に独立ができる体制づくりを目指していることは評価できる。一方で、成年後見支援員の活用という観点からも、市民後見人の候補者の確保は課題であり、また、その後市民後見人候補者が安心して後見人業務を引き受けられるように、後見人支援機能の設置を早急に行うべきではないか。 ※ 上記(ウ)については本編に記載されている
37	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	219	意見	高齢者・障がい者のいずれについても、申立費用助成支援の利用がほぼ0件の状態が続いている(高齢者について、2023(令和5)年度に1件あるだけである)。利用が低迷していることから、そもそもこの支援の必要性を再検討すべきであり、仮に必要性が存在する場合には、利用が低迷している原因(規則等の不備が無いが、市民にとって利用しにくい制度・運用になっていないか、広報のあり方)に問題が無いかな)の詳細を確認し、利用件数を増やすべきである。
38	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	221	評価	佐世保市では、措置が必要な申請者に対して適切に対応を行っており、評価できる。
39	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	221	意見	佐世保市では、高齢者人口自体はすでにピークを迎えている状況である一方、高齢独居老人は増加傾向であり、養護老人ホームへの措置申出者に関しては、増加することもある状況である。そのため、養護老人ホームへの措置申出者が増加した場合についての検討も必要であろうし、一方で、現在も施設に空きがある状況であり、入所率が低下していけば、施設の経営を維持するための検討も施設の統廃合等も含めて必要になる可能性もある。今後も措置が必要な者の状況を注視し、適宜に適切な対応をすることが必要である。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
40	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり	222	意見	時代の変化とともに、介護老人ホームの役割も変化していき、また、新たな課題も出てきているようである。予算や法律の問題もあり、佐世保市だけで解決できる問題ではない部分もあるだろうかと、地方の実情を県や国などに訴えていくことも必要であらう。
41	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第4 地域における生活支援サービスの充実	227	評価	委託業務を効率的に管理できるよう書式が統一されており、また、その内容も適宜改訂されているようであり、評価できる。今後も、課題は変化していくと考えられるので、協議体から上がった課題等を適切に分析し、業務を推進していくことが望ましい。
42	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第4 地域における生活支援サービスの充実	232	意見	2022（令和4）年度から山澄包括地域をモデル地区としてチームオレジンサポートの養成を開始したものであり、また、問題点等の抽出が困難な時期であるといえる。今後の事例集積等を経て、よりよい制度になるよう今後も引き続き対応していくよう期待する。
43	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第4 地域における生活支援サービスの充実	237	評価	佐世保市では、緊急通報システム事業を現状でできるだけのことをしており、評価できる。
44	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第4 地域における生活支援サービスの充実	237	意見	今後、民間の様々なサービスが充実していくと考えられるところ、佐世保市としては、そのようなサービスを注視し、本事業を継続する必要があるか、継続する場合はどのようなサービスを提供していくのか等を適宜判断、対応していくべきである。
45	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	244	意見	佐世保市の介護保険料（普通徴収分）の徴収率は、2023（令和5）年度時点で中核市の平均を下回っている状況であったが、翌2024（令和6）年度は、前年度から3.65ポイント改善している。また、2023（令和5）年度においても、滞納繰越分で見ると、収納率は中核市平均を大きく上回っていることから、滞納処分を強化したことの効果が現れているものと考えられる。差押のマニュアルを活用し、さらなる徴収率のアップを目指して頂きたい。

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
46	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	256	意見	認定調査に関し、調査票の記載そのものに関する質の向上や均質化のための取り組みは十分になされている。もっとも、申請者の立場からの、認定調査や調査員に対する要望等は生じている可能性はあるところである。要望等があっても、全ての方がこれを訴えるわけではないから、市や調査員がこれを認識できていない可能性はある。申請者を対象にした認定調査に関するアンケートなどを一度実施することで、申請者の方の要望等を把握し、その原因を分析することは、さらに充実した認定調査・質の向上に資すると考える。
47	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	260	意見	2024(令和6)年度の佐世保市における要介護認定申請受付から認定までの年平均日数は30.6日であるものの、法はあくまでも個別の申請について、30日以内に認定までを行うことを求めているところ、月毎に見れば30日を大きく超過している月もある。また、認定調査についても、調査員の定員を満たしていれば問題は無いが、定員を欠く状況はいつでも生じうるし(現に2024(令和6)年度内に2名退職している)、新人が加入してすぐはベテラン調査員と同じ数・質の調査を行うことは出来ない。さらに、認定の申請件数は今後とも増加見込みとされている。よって、今後さらに認定までの日数が超過してしまう状況は十分考えられるところである。したがって、市として、調査員の人数・練度など属人的な要素に左右されないよう、さらなる認定期間短縮のための体制を構築することは有意義であると考え。たとえば、要介護認定業務に関するDX化については、現在認定審査会の開催をICT化しているのみであり、認定調査や認定審査会の資料作成・配布などはすべて紙媒体で行われている。これを、認定調査票の入力にタブレットシステムを導入する、主治医意見書についても作成支援ソフトを導入し、システムと連携する、宅急便で送っている審査会の資料も電子化する、などといったことが考えられる。これにより1.5次審査の手間と時間も短縮することが期待できるし、審査会の資料作り・送付の手間といった事務作業の負担、費用も軽減できる。DX化のデメリット、導入のコストも考慮する必要があるが、一度導入してしまえば上記の事務処理の手間・時間の軽減が期待できることから、DX化を導入している他の自治体も参考にされるなどして、可否を検討されたい。 ※ 本編では、厚生労働省高齢者健康課より公表された、認定審査期間の参考資料が抜粋されている。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
48	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	263	意見	<p>認定に緊急を要する場合は特別な取扱いが可能であることについて、市のホームページの要介護認定申請のページ及び2024（令和6）年度の介護保険サービスガイド（通常版）には記載が無く、その他監査人が調べた限りではそのような情報にアクセスすることが出来なかった。</p> <p>よって、申請者がこのような特別な取扱いが可能であることを知らず、「申し出」がなされない懸念がある。本来このような身体状況の方は、介護サービスを受ける必要性が高い方であるから、緊急の取扱いが可能であったのにこれがなされなかったことにより介護サービスが受けられなかった（または受けたサービスが全額自己負担）ということとはあってはならない。</p> <p>そこで、市の要介護認定申請のページなど申請者が容易にアクセスできるところに、身体状況等により認定に緊急を要する場合は申し出るよう、明示すべきである。</p>
49	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	266	意見	<p>いわゆる障がい者の「65歳の壁」問題については、国の制度により手当がなされている部分もあるものの、現在も解決に向けて議論や取り組みがなされている途中であり、それぞれの自治体により運用も異なるのが現状のようである。この点、佐世保市におかれては、上記問題点およびその対応について整理し、65歳になった障がい者の方に不利益が及ばないような体制を、市が対応可能な範囲で構築していただきたい。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
50	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	277	意見	<p>佐世保市が指定事業者等に対して、指定取消処分や指定の効力の停止処分を行うに当たっては、介護保険法その他関係法令の規定及び解釈を正確に理解しておく必要がある。また、これらの処分は行政手続法上の不利益処分にあたり、同法の適用を受けることから、同法の規定や市の行政手続に関する条例・規則のほか、判例法理（処分理由の付記の程度など）も含めた解釈を正確に理解しておく必要がある。この点、市の職員は定期的に異動があることから、担当課の職員が必ずしも個別法や行政手続法の規定・解釈に精通しているわけではない場合もあり得ると考えられる。</p> <p>もっとも、上記不利益処分は、行政が一方的に事業者等の権利を制限する行為であるから、行政の恣意的な判断は許されないほか、手続さも公正である必要がある。これらに不備があれば、処分の取消訴訟、市に対する国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされるおそれもある。</p> <p>したがって、市におかれては、担当課の職員が変わっても常に瑕疵のない行政手続・処分がなされるよう、上記法令・判例法理のアップデート及び周知等について、努められたい。</p>
51	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	278	意見	<p>介護報酬及び加算金132万5066円が全額不納欠損処分となった。全額が未回収というのは深刻な結果と言わざるを得ず、財産調査のタイミングや方法などに問題が無かったかの検証を行うべきである。改善点については、将来類似事案が発生した場合に備えて共有、引き継ぎを確実に行うべきである。</p> <p>聴聞は、公正中立な立場にある者が主宰することが必要であるとの考えから、行政手続法第19条第2項に、聴聞の主宰者となりえない場合（除外）が規定されている。これに違反した場合には不利益処分の効力に疑義が生じる可能性がある。本件の聴聞に関する決裁書には、聴聞主宰者の選定について、公平性の観点から監査に直接携わる指導監査課及び長寿社会課職員からは選任せず、保健福祉政策課からの選任が妥当であると判断した旨の記載がなされていた。もっとも、当該職員が行政手続法第19条第2項の除外事由に該当していないことについては明記されていない。当該職員が除外事由に該当していないかについても書面等により確認の上、選定すべきである。</p>
52	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	278	意見	

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
53	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	279	意見	<p>本件処分に関する決裁書には、処分通知書を当事者に交付する際、「受領書」を徴収する旨記載されていた。この受領書の有無について担当課に確認したところ、受領書は無いが処分通知書を事業者に手渡したことが分かる対応記録がある、とのことであった。</p> <p>不利益処分の理由は法定の手続きであり（行政手続法第14条）、処分通知書は当事者の権利利益を保護し不服申立てのための重要な書面である。また、原則として、当事者が処分通知書を受領した日の翌日が不服申立て期間の起算日となることから、当事者が処分通知書を受領したか、いつ受領したかは重要な情報である。したがって、当事者に直接処分通知書を交付した場合は、確実に受領書を徴収することを徹底すべきである。</p>
54	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	279	意見	<p>聴聞調書には、聴聞への出席者がなかったこと、及び出頭しなかったことについて正当な理由がないことにつき行政庁から当事者本人に電話確認済みとの報告があった旨の記載がなされていた。もっとも、「正当な理由がない」という評価の根拠となる具体的事実（当事者の供述等）は記載されていない。佐世保市行政手続条例第23条第1項により聴聞を終結する場合は、当事者が出頭しなかったことに正当な理由がないことが要件となっているが、具体的事実によっては、それが正当な理由にあたるか否か争いとなる余地がある。よって、当事者と電話によるやり取りがなされた場合は、その内容を電話録取書などに記録しておき、その具体的事実を聴聞調書に記載するか、少なくとも調書と一体のものとして保管すべきである。</p>

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
55	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第5 介護保険制度の適正な運営	281	意見	佐世保市内の入所施設数179施設に対して、介護相談員受入施設は23施設にとどまっている。介護相談員は、入所者から、不安や不満・施設に直接言いづらいことなどを聴き取るほか、実際に施設を訪問し五感を使得って利用者の声なき声を拾い上げ施設に伝える等して、利用者として施設との橋渡しを行う役割を担う。これは介護施設等のサービス向上に直接つながる重要な事業である。したがって、より多くの施設に介護相談員が訪問できることが望ましい。しかしながら、担当課によると、介護相談員の人数は年々減少しており、また登録している会員にも高齢の方も多くおられるところ、介護相談員は自主的なボランティア活動であることから一人あたりの訪問に限りがあり、訪問施設を増やせない状況であるとのことである。 訪問施設を増やせるよう、介護相談員（特に若い世代の方）を増やすべく、広報等について取り組んでいただきたい。
56	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	286	意見	佐世保市のみならず、全国的にも老人クラブの会員数は減少傾向にあるが、近年、高齢者の活動も多様化しており、老人クラブのほかに活動の選択肢が増えてきたことが一因と推測される。また、老人クラブの活動が、現在の高齢者のニーズにマッチしていない可能性も考えられる。老人クラブの活性化を目標に掲げているが、具体的な取り組みは補助金交付に見合った効果が挙げられていないかも判断としない。市としても補助金交付の継続のみを前提とするのではなく、活動内容の多様化や他の地域活動との連携を促進しつつ、支援の在り方について再検討していただきたい。
57	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	298	意見	佐世保市は、高齢者を含むすべての市民の文化活動参加を謳っているが、具体的な取り組みは行われていない。高齢者と若年者では同じ文化芸術であっても好みの傾向は異なるであろうことは容易に推測される。佐世保市として、高齢者の文化活動参加を促すことを目的に掲げるのであれば、高齢者を対象とした文化活動支援事業を実施することを検討していただきたい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
58	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	299	意見	佐世保市は、高齢者を含むすべての市民のスポーツ参加を謳っているが、具体的な取り組みは行われていない。高齢者は運動機能に支障がある場合も多く、運動能力も劣ることが多いのであるから、スポーツ活動への参加を促す際に際しても特別の配慮が必要となると考えられる。佐世保市として、高齢者のスポーツ参加を促すことを目的に掲げるのであれば、高齢者を対象としたスポーツ参加支援事業を実施することを検討していただきたい。
59	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	300	意見	今後制度の見直しが行われるのであれば、その制度内容や運用状況を見極める必要があるものの、佐世保市の財政状況が厳しいことや今後の高齢者人口の推移を考えると、支援制度の必要性は認められるものの、定期的に費用対効果や適切な支援内容を慎重に検証し、将来的に持続可能な制度内容をさらに検討する必要があると考える。
60	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	303	意見	登録ボランティア数はほぼ横ばいであり、固定化の傾向があると推測されるが、これは継続性の観点から望ましいとはいえない。新規登録を促すべく、市としても積極的に広報等の支援を行うべきである。活動依頼に対する活動提供という観点からみれば、マッチング率は比較的高い傾向にあるが、活動希望数と活動依頼数には大きな隔たりがあり、十分に機能しているとはいえない。今後は、ボランティア需要と供給を適切に把握し、需要が高い部分に対応可能な人材確保に努めていただきたい。
61	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	310	評価・意見	町内会会長向けの研修については、アンケートを実施し、意見を取り入れ内容等の改善を試みており、評価することができる。今後とも内容の改善を試みると共に、オンライン参加を実施するなど、参加率向上に向けた取組を行っていただきたい。
62	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	313	評価	コミュニティセンターは地域活動の基盤としての役割を担っておりその存在意義は大きい。佐世保市地域コミュニティ推進計画（第3期）では、現状の分析と課題の検討を丁寧に行っており、評価できる。今後とも、同計画に掲げた成果目標達成のため具体的な施策に取り組んでいただきたい。

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
63	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	318	評価	前年度(2023(令和5)年度)と比較すると、受注延件数こそ減少したものの、契約金額は上昇している上に、補助金が減額され、当初赤字が見込まれた中、黒字決算で終わっていることや、事業所や企業等を対象としたアンケート調査を行い、地域における人手不足分野や潜在的なニーズの把握に努めるとともに、「会員一人一仕事紹介運動」を通じて会員自らが受注開拓に関与する体制づくりを進めるなど、安定経営のための努力が垣間見える。また、インボイス制度、フリーランス新法に対応するため、契約変更などの手続きを行っており、遵法意識の高さも伺える。
64	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	319	意見	高齢者の就労の促進・所得の確保を目的と掲げているが、市による広報活動は質・量ともに十分とは言えない上に、市による広報がどの程度閲覧・認知されているのかという情報も保有しておらず、広報活動がシルバー人材センターの普及に寄与しているのかも確認することができない。市の支援活動としては、実質的には補助金を交付するのみであるが、それも年々減少傾向にある。補助金交付の目的と成果指標を明確にし、就業機会の拡大や会員定着への効果を検証する仕組みを構築する必要がある。シルバー人材材の活用は佐世保市の重大な課題であり、シルバー人材センターはその要である。シルバー人材センターの自主運営に委ねるのみならず、市として、補助金の適正な交付及び広報活動の支援等、包括的な支援活動を行っていただきたい。
65	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	321	意見	佐世保市内の中心市街地における重点整備地区内の主要な路線の既存道路(特に歩道)に関して、十分なバリアフリー化が行われていないと感じられない箇所も多い。関係機関及び利用者との十分な協議の上、早急の実施すべきではないか。
66	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	324	評価	高齢者の求める暮らし方は多様化しており、それに対するサービスもまた多様化している。佐世保市においては、現状できうる限りの情報提供などを行っており、評価できる。高齢者やそれを支える養護者がどのようなサービスを受けられるか分からない、あるいは判断できないということも多々あると思われるから、今後も様々な担当部局や委託先と連携して適切な暮らし方を案内できるような取り組みを期待する。

No.	記載箇所(部)	記載箇所(章)	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
67	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	328	評価	佐世保市のホームページの内容は、行政として説明できる内容として過不足ないものであり、評価できる。また、閲覧数も増加傾向にあり、評価できる。今後も、随時最新の情報を提供できるように、広報内容の検討を続けてほしい。
68	第3部 佐世保市における高齢者福祉の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	第6 生きがいづくりと社会参加の促進	331	意見	出前講座時のアンケートから明らかのように、消費生活ニュースの認知度に比して、消費生活センターの認知度は低い傾向にあった。消費生活ニュースは紙媒体での配布があることから認知度が高いのではないかと推察される。 ホームページで紹介されている悪徳商法等の内容については、わかりやすく、市民の啓発のために重要なものであるといえる。 消費生活ニュースでも同様の内容が紹介されていることもあるが、今後は、消費生活センターやホームページに掲載していることなどの広報に力をいれていくべきではないかと思料する。
69	第4部 往査	第2章 老人福祉センター あたご荘		343	評価	アンケート結果は概ね良好であり、事業内容についても特に問題は見当たらない。広報についても利用者層を意識した対応がなされており、評価できる。今後も利用者のニーズに応じて適切に事業を実施していただきたい。
70	第4部 往査	第2章 老人福祉センター あたご荘		344	意見	あたご荘は築40年を迎え、全体的に老朽化が目立っている。財政上の理由から全面的な改修は難しいと思われるが、出入り口など人の出入りが多い場所の老朽化は、利用者や従業員の生命身体に危険を生じかねないものであることから、適切な補修ができるよう佐世保市としても支援をすべきである。
71	第4部 往査	第3章 山澄地域包括支援センター		352	評価	山澄地域包括支援センターの運営について、特に問題となる点は見当たらない。法改正を受けてカスタマーマハラズメント対策を実施するなどコンプライアンスの観点からも問題ない。佐世保市の支援についても、各種指針・マニュアルを作成し、方針に沿った事業運営がなされているかという観点から適切に評価がなされている。